一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中の川川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　高知県高岡郡檮原町中の川の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第二千八百五十八号で指定した中の川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°27′29.2604″	132°53′17.7247″
2	33°27′29.3202″	132°53′17.9329″
3	33°27′29.1706″	132°53′18.7864″
4	33°27′28.9211″	132°53′18.6489″
5	33°27′28.7897″	132°53′18.3663″
6	33°27′29.0903″	132°53′17.8628″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　新荘川及び支川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　高知県高岡郡津野町船戸の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第千二百五号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°25′38.0027″	133°06′12.8906″
2	33°25′37.9471″	133°06′12.5583″
3	33°25′38.3118″	133°06′11.8908″
4	33°25′38.8800″	133°06′11.6806″
5	33°25′38.9716″	133°06′12.0145″
6	33°25′39.2361″	133°06′12.9775″
7	33°25′39.3161″	133°06′13.2690″
8	33°25′39.0063″	133°06′13.3899″
9	33°25′38.7360″	133°06′13.3348″
10	33°25′38.4497″	133°06′13.1391″
11	33°25′38.1603″	133°06′12.9933″

○国土交通省告示第千百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　岩戸川
二　砂防法第二条の土地の表示
　熊本県熊本市西区松尾町平山の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°48′40.3984″	130°37′45.7218″
2	32°48′40.6582″	130°37′46.2504″
3	32°48′40.7982″	130°37′47.6478″
4	32°48′41.9715″	130°37′48.6443″
5	32°48′42.8174″	130°37′47.2292″
6	32°48′42.9273″	130°37′47.2434″
7	32°48′44.0706″	130°37′48.9768″
8	32°48′43.5669″	130°37′50.9663″
9	32°48′43.1693″	130°37′51.1939″
10	32°48′43.0569″	130°37′54.2689″
11	32°48′41.2648″	130°37′54.0544″
12	32°48′41.5775″	130°37′47.2809″
13	32°48′40.7351″	130°37′50.3023″
14	32°48′40.8726″	130°37′48.4376″
15	32°48′39.7554″	130°37′46.1649″

○近畿地方整備局告示第百十四号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年九月十七日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

その関係図面は、令和八年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　八号
三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員
福井市大和田二丁目一九〇四番から同市大和田一丁目一三番まで	延長　七・二〇メートル 道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象　〇・六三〇キロメートル 電柱

四　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十五号

令和八年九月十七日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月十七日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
福井市大和田二丁目一九〇四番から同市大和田一丁目一三番まで（福井市大和田二丁目一九〇四から同市大和田一丁目一三番まで）	一般国道八号	電柱

図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月十七日

東北地方整備局長　小島　優

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十八号
(三)　占用を制限する区域　仙台市青葉区作並字鎌倉下原二〇番六から同市青葉区作並字鎌倉下原三六番二まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年九月十七日
(七)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所